

松前町分別収集計画

(第9期)

令和元年6月

松前町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する 事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

松前町分別収集計画

令和元年6月3日

1 計画策定の意義

本町は、一生住み続けたいと思えるライフタウンの実現を目指すために、湧水・川・海など豊かな水に恵まれている本町の環境特性を守り育てるとともに、環境にやさしいまちづくりの一層の促進に努めている。

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、ごみの減量及び資源循環型社会の形成に向けて積極的に施策を図っていく必要がある。そのためには、社会を構成する住民・事業者・行政が、それぞれの立場においてその役割を認識することが最も大切である。

本町では、平成9年度からそれまでの可燃・埋立て・粗大の3種類の分別収集から、有害・缶・びんを加えた6分類の分別収集を開始し、現在は、16品目19分類の分別収集により容器包装廃棄物を分別している。さらには、最も排出量が多い可燃ごみの減量化を図ることを目的として、平成18年10月から可燃ごみ指定袋制度を導入したことにより、平成30年度の可燃ごみ総排出量は、平成17年度と比較して、約2,400トン削減できた。しかし一方で、事業系ごみの増加によりごみの総量は減少しておらず、事業所と行政がより一層協力して、ごみの減量に努める必要がある。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づいて定めるもので、一般廃棄物の中でも大きな容量を占める容器包装廃棄物を分別収集し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）だけでなく、さらに、もう一歩進んで2R（リフューズ・リペア）も推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の5Rを推進することによって、廃棄物の減量化を図り、最終処分場の延命化及び資源の有効利用を推進することにより、循環型社会の実現を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 循環型社会を目指したごみ処理体制及び収集体制の充実を図る。
- (2) 5Rを基本とした地域社会をつくり、環境負荷の低減を図る。
- (3) 町内の全ての関係者が一体となった取組による快適な町づくりを推進する。
- (4) 住民主導による5R運動を推進する。
- (5) 「環境にやさしいまちづくり」にふさわしい環境教育を実施する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	1,599 t	1,589 t	1,579 t	1,569 t	1,561 t

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

年 度品目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール製容器	71 t	70 t	70 t	69 t	69 t
アルミ製容器	63 t	63 t	62 t	62 t	62 t
無色の ガラス製容器	155 t	154 t	153 t	152 t	151 t
茶色の ガラス製容器	139 t	138 t	138 t	137 t	136 t
その他の ガラス製容器	70 t	70 t	69 t	69 t	69 t
飲料用紙製容器	24 t	24 t	23 t	23 t	23 t
段ボール	258 t	256 t	255 t	253 t	252 t
ペットボトル	156 t	155 t	154 t	153 t	152 t
プラスチック製 容器包装	663 t	659 t	655 t	651 t	647 t
合計	1,599 t	1,589 t	1,579 t	1,569 t	1,561 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民、事業者及び行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 教育、啓発活動の充実

ア 小学校3・4年生が使用する社会科副読本「松前の暮らし」に、松前町のごみ排出状況等を掲載し、ごみに関する問題及び5Rを子どもの頃から意識付けをし、家庭から仕事場、更には町全体への波及を狙う。

イ 学校や地域に出向き、環境・5R学習を実施する。

(2) 容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルの啓発活動

ア 分かりやすいごみの減量や分別について記載した「ごみ分別の手引き」を各世帯に配布するとともに、広報紙「広報まさき」、チラシ、ホームページ等にごみの排出抑制及びリサイクル推進についての記事を掲載し「ごみの見える化」を図る。

イ 子どもの頃から地域環境の保全について学ばせ、大人になっても地域や家庭においてリーダーとなり、社会全体のごみ出しルールの順守やマナーの向上を図り、ごみを減らすための活動を継続して実行できる人材を地域住民とともに育てる「松前町子ども環境学園」を開催する。

ウ 「松前町地域環境協議会」を設置し、松前町一般廃棄物処理基本計画（平成23年4月1日制定）の推進に係る必要な取組について住民、事業者及び行政が一体となって協議することにより、ごみ減量等を図る。

エ マイバッグ持参の定着やスーパー等の小売店（事業者）での包装の簡素化を促進する。

オ リターナブル容器や再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用・販売を促進する。

カ 不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより「プラスチックとの賢い付き合い方」について、内外に発信する。

(3) 資源ごみ集団回収の促進

ア 資源ごみ集団回収団体登録の拡大を図る。

イ 地域住民による集団回収を促進するため、登録団体への資源ごみ集団回収活動奨励金を交付する。

(4) 行政回収日以外の資源ごみの回収

資源ごみを随時持ち込める「資源物ステーション」を町有地内に設置し、住民の利便性の向上を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとする。

また、住民の協力度、委託業者が有する収集機材、処理施設等を勘案し、収集に係る分別区分は、次の表の左欄に掲げる容器包装廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類
主としてガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 	びん類
主として紙製の容器であって、飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙類（紙パック）
主として段ボール製の容器	紙類（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	41t		41t		41t		40t		40t	
主としてアルミ製の容器	18t		18t		18t		18t		17t	
無色のガラス製容器	(合計) 97t		(合計) 96t		(合計) 96t		(合計) 95t		(合計) 94t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 97t	(引渡) 0t	(独自処理) 96t	(引渡) 0t	(独自処理) 96t	(引渡) 0t	(独自処理) 95t	(引渡) 0t	(独自処理) 94t
茶色のガラス製容器	(合計) 89t		(合計) 88t		(合計) 88t		(合計) 87t		(合計) 86t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 89t	(引渡) 0t	(独自処理) 88t	(引渡) 0t	(独自処理) 88t	(引渡) 0t	(独自処理) 87t	(引渡) 0t	(独自処理) 86t
その他のガラス製容器	(合計) 21t		(合計) 21t		(合計) 21t		(合計) 21t		(合計) 20t	
	(引渡) 21t	(独自処理) 0t	(引渡) 21t	(独自処理) 0t	(引渡) 21t	(独自処理) 0t	(引渡) 21t	(独自処理) 0t	(引渡) 20t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって、飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1t		1t		1t		1t		1t	
主として段ボール製の容器	134t		133t		132t		132t		131t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は石油その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 74t		(合計) 73t		(合計) 73t		(合計) 72t		(合計) 72t	
	(引渡) 74t	(独自処理) 0t	(引渡) 73t	(独自処理) 0t	(引渡) 73t	(独自処理) 0t	(引渡) 72t	(独自処理) 0t	(引渡) 72t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計) 309t		(合計) 307t		(合計) 305t		(合計) 303t		(合計) 301t	
	(引渡) 309t	(独自処理) 0t	(引渡) 307t	(独自処理) 0t	(引渡) 305t	(独自処理) 0t	(引渡) 303t	(独自処理) 0t	(引渡) 301t	(独自処理) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

平成25年度～平成30年度の容器包装廃棄物の平均の資源化量に人口変動率を乗じ、算出した。

また、人口変動率は、松前町人口ビジョンの将来人口推計を参考とし、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
29,979人 (対前年度比)	29,802人 (対前年度比)	29,625人 (対前年度比)	29,447人 (対前年度比)	29,270人 (対前年度比)
-0.97%	-0.59%	-0.59%	-0.60%	-0.60%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん類	委託業者による 定期収集 (民間)	委託業者 (民間)
	アルミ製容器			
ガラス	無色の ガラス製容器	びん類	委託業者による 定期収集 (民間)	委託業者 (民間)
	茶色の ガラス製容器			
	その他の ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙類 (紙パック)	委託業者による 定期収集 (民間)	委託業者 (民間)
	段ボール	紙類 (段ボール)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期収集 (民間)	委託業者 (民間)
	その他の プラスチック製 容器包装	プラスチック類	委託業者による 定期収集 (民間)	委託業者 (民間)

なお、実施団体が回収しているスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料製紙容器、段ボール及びペットボトルその他のプラスチック

製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備に関する事項は、次の表のとおりとする。

処理の段階	施設	仕様
排出	ごみ集積場所	各地区に設置する。
収集・運搬	収集車両 (パッカー車又はダンプ車)	民間委託により行う。
中間処理 (選別・圧縮・保管)	中間処理施設	民間委託により行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

住民や事業者の意見や要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民参加による「松前町地域環境協議会」を設置し、住民、事業者及び行政のパートナーシップを基調とした分別収集推進体制を整備する。

また、資源ごみ集団回収活動を促進するため、資源ごみ集団回収活動奨励金交付の支援を継続するとともに、町広報紙等で活動内容を紹介し、参加団体及び参加者の増加を図る。